

行事参加ポイントカード利用規約

第1条（目的）

1. 行事参加ポイントカード（以下、「カード」という）を用いて、神奈川県剣道連盟（以下、「県剣連」という）が主催する各種行事に会員が楽しみながら参加していただくことを目的とします。

第2条（利用者登録の資格とカード発行）

1. カードを利用しようとする方は、下記項目を満たす者が、利用者登録資格を有します。

- ① 神奈川県剣道連盟に所属している
- ② 満18歳以上（高校生は除く）

ただし、下記の者については、カード利用することができません。

- ① ポイントカード管理者（通常は県剣連事務局のポイント制度担当者）
- ② 剣道八段の者

2. カードを希望する者が、県剣連所属支部の事務担当を通じて所定の様式で申し込んだ方で、県剣連が利用を妥当であると承認した方にカード発行します。なお、カードの初回発行は無償です（県剣連が費用負担）。
3. 作成したカードは、理事会や合同稽古会などの場を通じて渡すものとします。

第3条（カードの管理）

1. 登録者は、カードを受け取ったときに直ちにカード裏面の自署欄に自身で署名してください。自己署名の無い場合は、ポイント加算やポイント払出をお断りする場合があります。
2. カード表面には氏名（半角カタカナ）、全剣連番号、支部番号（以下「カード情報」という。）が表示されています。カードに表示された登録者本人以外は使用できません。
3. カードの発行権は県剣連にあります。カードおよびカード情報は、自己の責任において管理しなければなりません。また、他人への、カードの預託、譲渡は一切認めません。

第4条（ポイントカードの再発行）

1. カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、改変等の理由により登録者が希望した場合、有償(100円)でカードを再発行します。なお再発行を希望する場合は、県剣連所属支部を通じて所定の様式で提出するものとします。なお、再発行前までのポイント累積値などを原則として引き継がないものとします。また、場合によってはカードを再発行しないことがあります。

第5条（カードの所有）

1. 第2条の条件を満たす者が、カード1枚を所有することができます。

行事参加ポイントカード利用規約

第6条（カードの初期ポイント）

1. カード新規発行時、初期ポイントとして1ポイントを付与します。

第7条（カードやポイントの有効期限）

1. カードおよびポイント累積値の有効期限については特に定めません。

第8条（カードの不携行）

1. ポイント加算対象の行事に参加しても、ポイントカードの携行を忘れた場合、その行事参加のポイントは加算されません。
2. 後日になり、過去の参加実績を遡ってポイント加算はしません。

第9条（カードの書き換え）

1. 改姓・改名があった場合や所属支部に変更があった場合、カード表面を新しい名や新しい所属支部番号に書き替えることができます。その場合は、県剣連所属支部を通じて所定の様式で提出するものとします。なお、カード累積ポイントをそのまま引き継ぐものとします。
2. 登録者が電話番号に変更があった場合には、届け出なければなりません。登録者の電話番号情報はカードに記録されるものではありませんが、ポイントカード制度運営上で必要な管理項目であるのでご協力いただくものです。なお、電話番号を変更してもポイントカードに更新処理をするものではありません。

第10条（ポイント加算の対象行事）

1. 下記の県剣連主催の行事に参加した場合、1ポイントを加算します。
 - ① 一般合同稽古、女子合同稽古
 - ② 講習会（指導法、審判法、剣道形、武道指導授業協力者講習会）
 - ③ 剣道研究会
 - ④ 剣道祭
 - ⑤ 伝達講習会
 - ⑥ シニアスポーツフェスタ剣道大会
 - ⑦ 県剣連会長が付与すると認めた行事

第11条（ポイントの譲渡不可）

1. 貯まったポイント値を本人所有のカード以外にポイントの一部または全部を譲渡（移行）することはできません。

第12条（カードリーダーライター取扱い）

1. ポイント加算対象の行事参加時にカードを専用機械(カードリーダーライター)に通すことで、

行事参加ポイントカード利用規約

カードにポイント加算される(磁気記録される)が、カード所有の本人でないと専用機械に通してはいけません。これは行事参加していないのに、参加した扱いとなってしまうことを防止するためです。

2. 参加時にカードを機械に通すのは、当日 1 回のみです。

第 13 条 (ポイントの払出し)

1. 貯まったポイントは、所定の様式で払出申請をすることで、払い出すことができます。専用機械に払出しポイント数を設定してから、カードを通すことで払い出すことができますが、専用機械の操作は、県剣連の係員のみが行えるものとします。
2. カード表面には、今回払い出したポイント数と残累積ポイントが印字されます。払い出しは 1 ポイントにつき 50 円と換算し、換算ポイントに応じた提携武道具店で使える商品券を利用者に発行します。
3. 払い出せる最低限のポイント値は、20 ポイント単位とします。

第 14 条 (ポイント利用の一時停止)

1. カードリーダライタ機の故障などにより、カードが一時的に利用できなくなる場合があります。

第 15 条 (登録の削除等)

1. 登録者は、県剣連所属支部を通じて、利用停止を申し出ることができます。この場合、必ずしもカードを返還したり破棄したりする必要はありません。利用停止を申し出た時点で累積したポイント値は無効となります。

第 16 条 (カードの不正使用)

1. カードの不正使用が発覚した場合、以後、当該者のカード利用を認めません。

第 17 条 (運用の休止もしくは廃止)

1. ポイントカード利用の制度を休止もしくは廃止する場合があります。

附則

- 1 この規則は、平成 26 年 11 月 1 日から施行します。
- 2 提携武道具店で利用できる商品券については、別に定める『提携武道具店向け商品券利用規約』によります。
- 3 剣道大会および昇段審査会については、当面はポイント加算対象とはしません。ただしポイント制度運用の様子を見つつ、ポイント加算の対象とするか継続的な検討課題とします。
- 4 昇段合格者についてもポイント加算の対象とするか継続的な検討課題とします。